

	農水省検討会	JA全中 都市農業振興法案	全国都市農業振興協議会	国土交通省 都市計画制度小委員会
都市農地の機能	①地産地消、身近な農業体験・交流活動の場(たとえば、市民農園)、②防災空間、緑地等としての良好な景観、③農業への理解の醸成		都市部における農地の存在意義の認知・都市づくりにおける計画的な農地の保全・活用推進(都市計画法への農地の位置づけ)	市街化区域内農地については、災害時の防災空間確保、身近な農業体験・交流の場、緑地空間の提供など良好な生活環境の確保に相当の効用を有する土地という側面を有するものとともに、都市における多様な建築的土地利用が期待されるものがある また、市民農園など、都市住民による農的土地利用に対するニーズも高まっている。
国民的理解の醸成	国民的理解の醸成を早急に取り組むべき政策課題とする			防災、交流、緑地機能など都市住民にとっての重要性や、生産面等における重要性を有する農地とその他の農地を整理してメリハリのある議論を進める必要がある 都市計画に関する制度は多様な国民の利害に密接な関連があり、多数の国民に大きな影響を与えるものである。引き続き様々な分野や関係者の意見を丁寧に集約しつつ、都市政策と農業政策の双方から一体的・総合的に検討していく必要がある
相続税	直面している問題点として、相続税の支払いのための農地等の売却	相続税の課税強化をしない	農業にかかわる相続税軽減制度の拡大	
相続税納税猶予制度	直面している問題点として、相続税納税猶予制度に係る終身営農、市街化区域内における賃貸借の抑制	相続税納税猶予制度を堅持し運用改善を図る	相続税納税猶予制度の適用要件と免除要件の緩和	
固定資産税		固定資産税の課税強化をしない		
生産緑地	直面している問題点として、農業者の意思に寄らない生産緑地地区の指定解除 論点・留意点として、都市農地の保全等のためには、生産緑地の追加指定等、これらの制度の一層の活用が必要	①生産緑地の指定、②生産緑地の指定下限面積の緩和、③買い取り申し出要件の柔軟化、④買い取り申し出制度による自治体の農地買い取り支援、⑤生産緑地制度が導入されていない地方圏での固定資産税の優遇措置	生産緑地制度の指定要件と解除要件の緩和	近年、農業従事者の高齢化が進み、生産緑地であっても後継者不足により営農廃止するケースもみられる 保全すべき農地は一定の持続性をもって確実に保全される必要がある、土地利用や転用の制限など、制度上、営農の継続性を十分に担保することを検討すべきである。
税負担の公平性の確保	論点・留意点として、税負担の公平性の確保			農地所有者とその他の者(一般勤労者世帯、中小製造業などの他業種、農地以外の緑の所有者など)の間における税の公平性の観点

※ 参考

農水省検討会 平成24年8月資料

JA全中 都市農業振興の基本的な考え方と都市農業振興法案

全国協同組合新聞

全国都市農業振興協議会 全国農業新聞

国土交通省 都市計画制度小委員会

平成24年6月

配布資料

都市計画に関する諸制度の今後の展開について(案)

http://www.maff.go.jp/i/nousin/nougyou/kentoukai/dai10/pdf/tosi_kento10_tmatome.pdf<http://group.ja-shizuoka.or.jp/wp-content/uploads/24nosei09.pdf><http://www.jacom.or.jp/news/2012/07/news120727-1747.php><http://www.nca.or.jp/shinbun/about.php?aid=3987><http://www.mlit.go.jp/common/000216092.pdf>